

社会福祉法人 南丹市社会福祉協議会  
令和8年度 地域福祉推進モデル事業 実施要綱

1. 目的

地域福祉活動が住民主体で取り組まれ、また継続した活動となるよう、地域住民と南丹市社会福祉協議会（以下：本会）が協働で、当該地域における地域福祉の活動基盤をつくり上げることを目的とする。

2. 対象団体

住民主体の地域福祉活動に取り組む、次の団体（ブロック）とする。

- (1) ふれあい委員ブロック
- (2) ふれあいネットワークブロック
- (3) 地域福祉推進協議会
- (4) その他、社協会長が認めた団体

※ただし、次のような団体は対象としない。

政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体／暴力団又は暴力団員などが関与している団体／営利を主たる目的とする団体／団体として実態のないもの

3. 指定期間（3年間）

新規・・・	令和	8 (2026)年4月1日	～	令和11 (2029)年3月31日
2年目・・・	令和	7 (2025)年4月1日	～	令和10 (2028)年3月31日
3年目・・・	令和	6 (2024)年4月1日	～	令和9 (2027)年3月31日

4. 指定条件

- ① 住民主体で取り組む意思があること。
- ② ふれあい委員、民生児童委員、地区役員等の合意と参加が得られること。
- ③ モデル指定期間後も活動基盤を維持し、地域福祉活動に取り組んでいくこと。

5. 取組内容

現行の南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画に掲げる主な取組を参考に、地域の実情に沿って、住民の参加と協力により、社協と協働して考え、実践されるもの。

(そのために以下の内容に取り組む。)

- ① 定期的に関係者の情報共有や連携・協働の場を設ける。
- ② 地域福祉の活動基盤（組織、拠点、人材）づくりに取り組む。
- ③ 住民の声を聴き、生活課題・地域課題の把握に取り組む。
- ④ 地区福祉活動計画の策定に取り組む。

## 6. 活動の財源

活動に必要な経費について、安心生活基盤構築事業（南丹市委託）を財源にして助成する。

### (1) 助成金の金額

単年度ごとに10万円を上限として、3年間助成する。（ただし、事業予算の範囲内とする。）

### (2) 助成金の使い方

- ① 申請書の目標や現在把握している地域の福祉課題、取り組んでみたい内容をもとに、モデル指定の後、地域の3年間の活動目標を定め、助成金の使い方について決める。
- ② 所定の報告書にて単年度ごとに報告する。
  - ※ モデル指定期間中に地域福祉の活動基盤をつくることを意識して事業・活動を計画し、助成金を活用する。
  - ※ 飲食費に偏った使い方や、直接活動に関係ない備品の購入は助成の対象外とする。

## 7. 活動報告

年度ごとに、本会が定めた所定の様式を使用して活動状況を報告する。

## 8. その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。